激しい合理化攻勢
その裏にある『安保体制』

三池の企業合理化を皮切りに炭労傘下の各山にきびしい合理化の嵐がふきまくつた。三池をはじめとして北炭、三菱、古河、明治、三瀬、大正、興炭労とつぎつぎに独占資本は新安保体制を強力におしすすめるために合理化攻勢をしかけている。炭労としては各山の合理化反対闘争を底辺とする政策変更の要求をかかげて政府に迫っているが、三池闘争と前後してたたかわれた各山の経過をみてみよう。

人員整理やらぬ
明治会社に確約させる

明労連は長期操業計画について十月十八日から交渉をはじめた。(1)人員問題(2)雇用の安定(3)生産関係に従事している組夫、臨時夫は在籍に切替える。今次希望退職者の臨時夫横すべりは原則として認めない(4)赤池全体の生産計画及び労働強化排除の中から充員をたたかう。以上の指標で交渉を重ねてきた。

交渉団は十月二十六日、中闘決定現地（赤池）の事情を中心に検討の結果、赤池現地事情は希望退職後そのまま操業を続けているので一部職場では労働強化が強いられている。交渉を中断すれば会社は一方的に配転を強行することが予想される、従つて部分的に生じている労働強化を排除しながら強制配転を阻止し、つぎの諸条件獲得に全力を集中する交渉方針を決定した。

(1)明治全体が三十八年度まで企業整備的人員整理は行なわないことを確約させる。
(2)必要人員が決定するまで現在協定を延長する（経過措置）
(3)希望退職者の臨時夫切替えの排除と生産関係の臨時夫、組夫の在籍切替え。
(4)赤池一、二坑の操業計画と赤池全体の安全保障。
(5)協約、協定を完全に守らせる。

以上が解決しない場合戦術を強化してたたかう、必要人員の問題は継続する。

この交渉方針にもとずいて二十七日、二十八日と交渉を行なつた結果、二十八日午後五時諒解点に達したのである。

団交で諒解点に達した主要な問題をみると

(1)昭和三十八年度までは企業整備による人員整理は行なわない。
(2)赤池第一坑、第二坑終掘の際は建前として各坑の人員は赤池区域内に吸収する。ただし赤池区域外に配転を希望する者は、山元で協議する。
(3)自然減耗無補充の方針は現段階では撤回する。
(4)協約、協定を遵守する。
(5)組夫、臨時夫の在籍切替えは漸減的に行なう。希望退職者の臨時夫は原則として採用しない。
(6)赤池鉱の配転は労働強化を排除させる部分のみこれを承認することとする。

などが主なものである。

なお、こんどのたたかいは、未解決事項である長計協定にもとずく明治の必要人員については交渉を継続し、この過程で希望退職による欠員充足をはかる方針である。

この交渉は十一月三十日からひらかれている。

会社大きく譲歩（大正）
閉山辞せずと闘いぬく

大正労組は平均五、六〇〇円余の賃下げを中心とする合理化攻撃に対し、十一月八日各番方入坑時三十分の時限ストで闘いに立つたいらい九、十日の時間外労働拒否十一日の三十分時限スト、職場抗議集会ののち、十二日以降「閉山辞せず」という会社のおどしにも屈せず無期限ストに突入したあわてた会社は翌十三日、事態収拾案として第二次案を(1)賃下げは三、六〇〇円とする(2)有給休暇関係は提案撤回(3)保安教育手当の提案撤回(4)負岩見合金も撤回、を申出た。さらに十五日の団交で最終案を提示してきたが事態解決にはならないと組合は拒否した。

十六日も団交を継続、組合から「会社が第四次案以上の譲歩はないと固執する限り交渉には応じない」と通告した。この日組合では合理化粉砕総決起大会をひらき閉山をもはねのけて闘う決意を固め、非常事態を宣言した。十七日になるや朝日、毎日、西日本の各商業紙は一斉に副社長談として〝閉山の危機〟を報道して組合員の動揺をはかつたが、組合員は各集会合で団結を固め動揺は少しも見られなかつた。

午後一時から会社申入れにより代表者交渉をひらいたが、会社は第四次案以上は譲れぬ、閉山もやむを得ぬので組合の態度を決定してくれと通告してきた。組合はこの事態を憂慮していたが田中理事長が野口副委員長に会談を申入れ、この会談で「第四次案にこだわらず会社は閉山を回避するため最大の努力をする」ことが確認された。十八日になるや会社は、代表者交渉を申入れ「解決に努力したい」と意志を表示、十九日午前十時からひらかれた団交は難航をつづけたが、二十日午前七時半ようやく諒解点に達した。

強制配転取止め
興炭労女子の整理も撤回

七月二十三日、坑内外間接夫から直接夫（採炭）に一二六名の配転と、女子鉱員四〇名を縮少、労働条件の切下げなどの提案が会社から出された。

いらい十数回にわたつて交渉をつづけたが、会社は主張をゆずらず一方的強行配転をほのめかしてきえきた。十月二十六日には「指名配転強行を十一月一日から会社できめた配転基準で実施する」と通告してきた。これに対して組合では指名配転拒否の指令を発して態勢確立につとめた。

一方、十一月一日から沖の山、東見初、西沖の山の各分科会の交渉にはいり、いらい妥結まで連日継続的に各分科会交渉を精力的にひらき、工数、人員について検討。しかし会社の誠意のない態度で交渉は一歩も進展しないため、組合では会社に反省を求めさらに事態の早期解決を目途として八日三十四時間スト、十一日より四十八時間ストの指令を七日発した。

八日に二十四時間スト決行、つづいて十一日から四十八時間ストに入つたが、この日午後六時にいたつて各分科会交渉で話合つてきた職場配転の工数、人員の問題と団体交渉における沖の山、東見初での採炭夫がいの職種からの採炭夫への配転人員の問題（沖の山四〇名、東見初六〇名で諒解）ならびに配転条件の問題でそれぞれ諒解点に達したのでストライキを解除し、ただちに各問題、各事項の確認団交にうつつた。

妥結の主な内容は、中心となつていた配転では強制的な配転をしないということになり、女子組合員の整理についてはやらないということになつた。

三山分離を認める
北炭二十五日に妥結

北炭では炭労大会終了後の十月二十、二十一日の両日、北炭労連闘争委員会をひらき、さん下支部の態勢確立についての討議を行なつたが、具体的結論を得られなかつたため三者会議に移り、あらゆる角度から検討した結果、第二次統一行動の過程で全力投球を行なうことを確認した。

労連闘争委員長は最終的に(1)大会決定の方針消化に努力のこと。(2)組織問題を起さない。の方針を確認したのである。

第一次第一波の統一行動はこうした経過を反映して、独自の山元闘争指導と若干の指標変更があつたが、全支部が決行する体制となつた。

一方、団交は十一月四日に第一回をひらき、七日の第二回団交で会社は分離後の労働条件に言及して五千円程度の賃下げの意図を明らかにした。以後九、十五、十六、十七日と継続したが事態の進展はなく、平和交渉も限界に至り、十七日に十八日以降のスト通告を行なつたのである。

労連では第一次統一行動のあと第二次統一行動における積重ね闘争を組織したが、各機関の努力にもかかわらず下部には炭労大会前と同様、根強い条件闘争の主張があつた。現地対策委では第一次第一波実力行使のあと中央での三役会議、戦術委員会、さらに七者会議と繰返しひらき討議をすすめたが労連代表から「全力投球―解決に努力の方針が確認されない限り分離反対を指標として決行することは不可能だ」と強調されたが、討議の結果は「各支部の実態は理解するが積重ねストを組織するため炭労、道炭労、労連が最善の努力を傾注する」という意見の一致をみた。

この決定により労連闘争委員会は十二日「会社提案に実力行使をもつて対決する」方針を確認、戦術委員会は十四日北炭企反闘争の積重ねストを検討した結果、十五日に第三百号指令（四十八時間スト）を指令したのである。

こうして十一月二十三日中闘から交渉の一切を一任された交渉団は同日夜半から団交に入り、二十五日午前一時三十分ついに諒解点に達し、四十八時間スト直前に妥結するに至つた。

なお、職組は条件闘争を指標とするストを申入れてきたが、組合はこれを認めず職組が自主的に同調ストを決行するものと認識、職組は十八日二十四時間ストに入つた。

10月30日に退職
二瀬三池のあとで妥結

二瀬支部は拒否者の条件闘争で九月十九日要求書を提出し、いらい三池と併行的に交渉を進めてきたが、三池が十月二十八日諒解点に達したので、炭労戦術委員会は「三十一日以降の精力的な交渉、スト体制の確立」の指令を三十一日発した。

一方、団交を十一月一日午後三時から再開、交渉の中で勇退者の退職金が三池方式に比べ一方三千円低いなどを中心に社宅条件、就職あつせん、有給休暇買上げなどで会社を追及した。

こうした中で午後十時から代表者交渉に入り、徹夜の末二日午前二時に

(1)退職日は昭和三十五年十月三十日とする。
(2)整理期間は協定日より十日間とする。
(3)退職金は、会社は供託金を一応取りもどして新たに協定により計算した額から引去りをし、各人に支給する。
(4)失業、健保、厚生年金の各保険料の個人負担分は本人から徴収する。
(5)三十五年十月三十日以前六カ月間の賃金を基礎とする。
(6)退職金の中で社宅解体材料の払下げを希望するものがあれば考慮する。

を明らかにさせた。しかし「就職あつせん」「住宅問題」「勇退者の退職手当金の増額」については難航したが、さらに交渉を続けた結果、(1)解決一時金として勇退者一人平均一万五千円相当額および四六〇万円を組合に一括支給する(2)就職あつせんでは、生活能力の低い人、女子で生活を支えている人は会社として、臨時夫、日雇の職場を考えてもらいたい。また租鉱権炭鉱などで就職あつせんの努力を行なうべきだと追及した結果、社内で考慮する(3)住宅問題は中山再あつせん案の精神を生かすことを会社も諒解。

以上の線が出た。組合では併行的に協定書の作成をするとともに、交渉委員は協定書、諒解事項、その他獲得条件の内容討議を行ない意志統一を行ない、さらに交渉の結果、午後二時四十五分から確認団交を行ない諒解点に達し、調印を終つた。

古河も妥結
雨龍支部11月1日

【雨龍支部】九月七日の団体交渉の席上、会社は「九月十二日から月末まで希望退職募集をふくむ三十才未満成人男子の就職あつせん」の新提案をおこなつてきた。十月十三日以降引続き採炭附帯作業の労働条件、その他残り項目について団交をつづけ、十月三十一日からの徹夜交渉の結果、十一月一日午前七時三十分全面的に諒解点に達し、十一月五日正式調印を行なつた。標準作業量の、人当り三・六五四立方米などを中心とした労働条件、人員調整、機械化採炭などである。

好間は労働条件、福利関係で

【好間支部】九月三十日炭労、鉱炭労、古河炭連でひらいた拡大闘争委員会は、独走体制で長期にたたかう方針をきめた。十月十五日からの団交は、この方針を背景に行なわれたが進展はみられず、会社は「十一月一日以降提案項目の強行実施」の意志表示を行なつてきた。

組合では「まだ話合いの段階の中に一方的に強行しては混乱をおこすばかりだ。その責任は会社にある」と強硬な抗議を行なう一方、炭労に報告した。炭労戦術委は古河炭連と対策を協議した結果、十月二十八、九の両日現地指導部と交渉状況、すすめかたを協議したこうした中で十月三十一日の最終団交に入つたが会社は標作、配番問題を固執してゆずらず、最終的には代表交渉に入り、十一月一日午前四時三十分諒解点に達した。

内容は労働条件、福利厚生関係が主要である。

産業合理化の背景（下）
低賃金の基礎つくり
独占へ巨額の投資　資金は国民から収奪

―座上講演―

低賃金の基礎―低米価

日本の独占資本との現在の要求―アメリカの高い技術と日本の低賃金をむすびつけて国際的競走に勝とうという要求―をみたすために、池田内閣はいま何をしようとしているのか。

第一に、アメリカの技術と資本とが日本にはいることを阻害している諸事情を取りのぞこうとする外国資本が日本の企業の株式をもちうる比率を高めたり、日本の企業の株式をアメリカで自由に売買できるような措置をとつたりする。

第二に、日本の低賃金を維持し拡大する方策を講じようとする。日本の賃金は現在なぜ国際水準よりもはなはだしく低いのか。それは二つの原因のためである。一つの原因は、米の価格が低いということである。労働者は賃金の大きい部分を米を買うために支出するからはなれる。そこで独占資本は、うまい部分を米を買うために支出するだから米の価格が低いということである。アメリカでは雇用者一〇人にたいして失業者は一人ぐらいの割り合いであるが、日本では雇用者二人にたいして失業者一人の割り合いであるこの失業者が労働力の供給をその需要にくらべて過大にし、資本家の手に集め、大規模農場をつくれば、これを機械化することができ米麦など農産物の生産費を引き下げることができる。このことは、一方では、低賃金の基礎をつくり他方では一〇〇億円をこえる食管会計の赤字をなくして、これを他の財政投融資にもちいることを可能にする。第二に、二町歩以下の農家をつぶすことによつて生じる数百万の失業者は、すでにぼう大な日本の失業者を倍加し、就業労働者の死亡となつて資本家が賃金を引き下げることをいつそう容易にする。

社会保障は不満緩和策

第三に生産の一般的条件を改善することによつて、重化学工業や軽機械工業の生産費を低くすると同時に、機械や鉄やセメントなどの販路を拡大しようとする。すなわち、水力発電所、工業用水、自動車道路、国鉄新線、港湾などの建設のために、大規模な財政投融資をおこなう。ことに自動車道路の建設は、自動車工業の発展にも必要である。

第四に、このために必要な巨額の資金を、政府は、国民年金やインフレなどによつて国民から収奪しようとする。

第五に、こうして生じるぼう大な失業者群（おそらく就業労働者と同じくらいの数になるであろう）の不満を緩和するために、社会保障を拡大する。いまのところ、ただ看板をかかげただけであるけれども。

これが池田政府の「新政策」の骨組みである。

（筆者は経済学者　宮川実先生）

失業者は労働者の死重

日本の賃金の二つの原因を、農業の近代化によつて、いつそう確実にしようとする。第一に、一町歩以下の農家の原因は、米の価格があまりに低くければ、農民は独占資本かの原因は、日本には失業者数がぼ

特採用は殉職者のみとする。

(4)売店と病院はそれぞれ十二月一日、来年一月一日に分離独立させる。